



下田地区消防組合条例第2号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下田地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月17日

下田地区消防組合  
管理者 下田市長

## 下田地区消防組合条例第2号

下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下田地区消防組合  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 下田地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成25年下田地区  
消防組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」  
に改め、同条第4項前段中「定める者」の次に「(以下「配偶者等」という。)」  
を加え、同項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」  
に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に  
至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資す  
る制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい  
う。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又  
は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認する  
ための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月  
1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知ら  
せなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるように  
するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

改正附則〔令和5年2月15日条例第6号〕附則第2条中「第9条第3項」を  
「第9条第2項」に改める。

(下田地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)